

令和6年度 市・県民税申告の手引き

申告に必要な書類（郵送による提出の場合も含む）

- 1 申告書（同封したもの）
- 2 本人確認書類・・・「マイナンバーカード」または「通知カード+運転免許証、保険証など」
※郵送で提出するかたは「本人確認書類の写し」を同封してください。
- 3 所得の計算に必要なもの（令和5年分のものすべて）
 - 給与、年金等の源泉徴収票
 - 配当の支払通知書
 - 収支内訳書（営業・農業・不動産収入のあるかた）
 - 外交員報酬、原稿料、講演料等の支払調書など
- 4 所得控除に必要なもの（令和5年中に支払った領収書・証明書）
 - 医療費控除を受けるかたは「医療費控除の明細書」（支払った医療費の領収書をもとに作成してください。）
 - 国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険など社会保険の払込証明書または領収書
 - 生命保険、地震保険の払込証明書または領収書
 - 障害者控除を受けるかたは障害者手帳など※郵送で提出するかたは手帳の写しを同封してください。

市・県民税申告の必要がないかた

- 1 令和5年分の所得税確定申告書を提出するかた
- 2 給与所得のみのかたで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されるかた（勤務先へ確認してください。）
- 3 年金所得のみのかたで、各種控除（6ページ以降をご覧ください。）がないかた
（注）所得がなかったかたは申告の必要はありませんが、課税（所得）証明書の発行・国民健康保険料や市営住宅使用料の算定などのために申告が必要になる場合があります。

公的年金等を受給しているかたへ

公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告書の提出義務はありません。ただし次の場合には市・県民税の申告が必要となります。

- 公的年金等に係る雑所得のみのかたで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている所得控除以外に追加の所得控除を受けるかた
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるかた

上場株式等の配当所得等に係る課税方式が統一されます

令和6年度（令和5年分）から、上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡に係る所得について、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。所得税の確定申告書でこれらの所得を申告すると、住民税でも所得として算入されることとなりますので、ご注意ください。

なお、確定申告書で選択した課税方式については、修正申告等に変更することができません。慎重にご検討の上、申告してください。

市・県民税申告に関するお問い合わせ・申告書の提出先

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

日立市役所 財政部 市民税課 電話 0294-22-3111 内線 235, 239

申告書記載例

※令和5年中のすべての収入を申告してください。

※営業・農業・不動産の収入があるかたは収支内訳書を記入し、申告書と一緒に提出してください。

表面

マイナンバーの記載を忘れずに！

令和6年度分 市民税・県民税申告書

現住所 日立市多賀町〇-〇-〇	業種は職業 電話番号 0294-〇〇-〇〇〇〇	自営業
1月1日現在の住所 日立市十王町友部〇〇〇	世帯主の氏名 多賀 太郎	続柄 本人
フリガナ タガ タロウ	生年月日 明・大 44年11月2日	個人番号 012345678901
氏名 多賀 太郎	本人との続柄	電話番号
代理人氏名	本人との続柄	電話番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険	320,500
	国民年金	152,560
	合計	473,060
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	20,000	90,000
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	10,500	
	介護医療保険料の計	
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	23,000	5,500
17-19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	障害の程度
	寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	1
20 障害者控除	氏名 多賀 太郎	障害の程度 1
	氏名 多賀 太郎	氏名 多賀 太郎
21-22 配偶者控除、配偶者特別控除	配偶者の氏名 多賀 花子	配偶者の合計所得金額 1,310,000
	氏名 多賀 花子	氏名 多賀 花子
23 扶養控除	氏名 多賀 二郎	控除額 11,121
	氏名 助川 一男	控除額 15,801
	氏名 多賀 三郎	控除額 25,415
24 雑損控除	損害の原因	損害を受けた資産の種類
	損害金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
27 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
	200,000	50,000

1 収入金額等	営業等	3,000,000
	不動産	150,000
	配当	150,000
	給与	1,932,500
	公的年金等	
	業務	30,000
	その他	
	短期	
	長期	
2 所得金額	営業等	1,000,000
	不動産	50,000
	配当	150,000
	給与	1,272,400
	公的年金等	
	業務	25,000
	その他	
	合計	2,500,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	473,060
	生命保険料控除	45,500
	地震保険料控除	16,750
	寡婦、ひとり親控除、勤労学生・障害者控除	300,000
	配偶者控除	30,000
	配偶者特別控除	30,000
	扶養控除	830,000
	基礎控除	430,000
	⑬から⑳までの計	2,125,310
	雑損控除	
	医療費控除	50,000
	合計	2,175,310
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	<input checked="" type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収)	
	<input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)	

お持ちの証明書・領収書等を確認し、記入してください

16歳未満の扶養親族がいる場合、記入してください

申告書表面左側(⑬)・裏面を記入後、4〜8ページを参考に記入してください

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

種類	申告書記載欄	詳細	控除額・控除額計算方法
雑損控除	㉔	災害、盗難又は横領によって生活用資産などに損害を受けた場合	次の①②のいずれか多い方の金額 ①損失の金額－（総所得金額等の合計額×10%） ②損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円
医療費控除 (注)	㉕	次の①②のいずれかに該当する場合 ①申告者本人または申告者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合 ※美容整形、健康増進のため、インフルエンザの予防接種、人間ドック（重大な疾病が発見され引き続き治療をする場合を除く）の費用は該当になりません。 ②申告者本人が健康の保持増進及び疾病の予防への取組（健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診など）を行っており、申告者本人または申告者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 ※申告者本人が健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類（インフルエンザ予防接種の領収書や健康診断の結果通知表など）の添付が必要です。	次の①②のいずれかを選択 ①（支払った医療費の総額－保険金などで補てんされる金額）－（10万円または総所得金額等の合計額×5%のいずれか少ない額） ※200万円が限度額 ②特定一般用医薬品等の購入費－保険金などで補てんされる金額－1万2千円 ※8万8千円が限度額 ※②を選択する場合には申告書表面右側㉖「医療費控除」の区分欄に「1」と記入してください。

(注) 医療費控除を受けるかたへ

医療費控除を受ける場合「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。なお、領収書は5年間保管してください。

所得控除の計算

○生命保険料控除

平成24年1月1日以後に締結した契約に係る保険料（新契約）と平成23年12月31日以前に締結した契約に係る保険料（旧契約）では取扱いが異なります。

A	一般生命保険料	新契約の支払合計額	
B		旧契約の支払合計額	
C	介護医療保険料の支払合計額		
D	個人年金保険料	新契約の支払合計額	
E		旧契約の支払合計額	

計算式①	A、C、Dの金額 ～12,000円	新契約の保険料控除額 A、C、Dの金額	計算式②	B、Eの金額 ～15,000円	旧契約の保険料控除額 B、Eの金額
	12,001円～32,000円	A、C、Dの金額÷2+6,000円		15,001円～40,000円	B、Eの金額÷2+7,500円
	32,001円～56,000円	A、C、Dの金額÷4+14,000円		40,001円～70,000円	B、Eの金額÷4+17,500円
	56,001円～	28,000円		70,001円～	35,000円

※計算式①・②ともに小数点以下は切り上げます。

F	Aを計算式①に当てはめて計算した金額	(最高28,000円)
G	Bを計算式②に当てはめて計算した金額	(最高35,000円)
H	F+G (最高28,000円) とGのいずれか大きい金額	
I	Cを計算式①に当てはめて計算した金額	(最高28,000円)
J	Dを計算式①に当てはめて計算した金額	(最高28,000円)
K	Eを計算式②に当てはめて計算した金額	(最高35,000円)
L	J+K (最高28,000円) とKのいずれか大きい金額	
M	H+I+L	(最高70,000円)

申告書表面左側㉕に転記してください

申告書表面右側㉖に転記してください

所得の計算

所得の種類ごとに収入金額を以下の表に当てはめて所得金額を計算してください。

○給与所得の計算（申告書記載欄 カ・⑥）

給料、賃金、賞与などで、パート・アルバイト収入も含まれます。複数の支払者からの給与収入がある場合は、必ず合計してから所得金額を計算してください。

収入金額	所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(収入金額 ÷ 4 : 千円未満切り捨て) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(収入金額 ÷ 4 : 千円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(収入金額 ÷ 4 : 千円未満切り捨て) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
※8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円

※給与等の収入金額が850万円を超える場合で、かつ、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

(1) 申告者本人が特別障害に該当する (2) 23歳未満の扶養親族を有する (3) 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する

◆所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 0.1

なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、所得金額調整控除額は一律15万円

○雑所得（公的年金等）の計算（申告書記載欄 キ・⑦）

公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の合計額を次の表に当てはめて所得を計算してください。

※年齢により計算方法が変わります。

※遺族年金、障害年金は非課税のため含みません。

65歳未満のかた(昭和34年1月2日以後生まれのかた)

収入金額	所得金額		
	公的年金等に係る雑所得以外のすべての所得の合計金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円超2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
～1,299,999円	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
1,300,000円～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

65歳以上のかた(昭和34年1月1日以前生まれのかた)

収入金額	所得金額		
	公的年金等に係る雑所得以外のすべての所得の合計金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円超2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
～3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
3,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

※給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、給与所得の金額(4ページの所得金額調整控除の適用がある場合は、適用前の金額)と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、10万円を超えた額を給与所得の金額(4ページの所得金額調整控除の適用がある場合は、適用後の金額)から差し引きます。(最高10万円)

○その他の所得の計算

給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外の所得の計算は、収入金額から必要経費(その収入を得るために支払った経費)を差し引いた金額です。

種類	申告書記載欄	詳細	所得金額の計算方法
事業	営業等	ア・① 卸売業、小売業、飲食業、製造業、外交員、漁業などの所得	収入金額－必要経費 (専従者給与を含む)
	農業	イ・② 米、野菜、果樹の栽培などから得る所得	
不動産	ウ・③	地代、家賃、駐車場収入など不動産から得る所得	※収支内訳書を記入し、申告書と一緒に提出してください。
配当	オ・⑤	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)の収益分配金など	収入金額－必要経費 (源泉徴収前) (株式などを取得するための負債の利子)
	※	上場株式等の配当等の場合、支払時に5%の税率で市・県民税が特別徴収されていますので、申告は不要となりますが、総合課税または分離課税として申告することで、配当控除(総合課税のみ適用)や配当割額控除が適用されます。 なお、その際、特別徴収された5%の税額は、配当割額控除額として申告書(裏面)に記載していただくことにより控除されます。詳しくは、市民税課にお問い合わせください。	
雑	業務	ク・⑧ 原稿料、講演料又はネットオークションなどの副収入など	収入金額－必要経費
	その他	ケ・⑨ 生命保険契約による年金、郵便年金など	
総合譲渡	短期	機械、ゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、自動車、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から得る所得	収入金額－必要経費－特別控除 (特別控除:短期・長期合せて50万円。ただし、収入金額－必要経費の金額が50万円に満たない場合はその金額。)
	長期	※所有期間が5年以下のもの→短期 所有期間が5年を超えるもの→長期	(収入金額－必要経費－特別控除)×1/2 (特別控除:上記に同じ)
一時	シ・⑩	懸賞の賞金・当選金、生命保険契約に基づく満期返戻金など	(収入金額－必要経費－特別控除)×1/2 (特別控除:50万円。ただし、収入金額－必要経費の金額が50万円に満たない場合はその金額。)
分離課税	－	土地・建物などの譲渡所得、株式の譲渡所得など	分離課税の所得がある場合は市民税課にお問い合わせください。

所得控除の種類

種類	申告書記載欄	詳細	控除額・控除額計算方法
社会保険料控除	⑬	国民健康保険料、国民年金、厚生年金保険料、介護保険料などを支払った場合（領収書が必要です。）	支払った金額の全額
小規模企業共済等掛金控除	⑭	小規模企業共済等掛金を支払った場合	
生命保険料控除	⑮	生命保険契約等に係る保険料または掛金を支払った場合	7ページ「所得控除の計算○生命保険料控除」をご覧ください。
地震保険料控除	⑯	地震保険契約に係る保険料または掛金を支払った場合平成18年12月31日までに締結された一定の長期損害保険契約も対象になります。（旧長期損害保険料）一つの契約において、地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除を選択	8ページ「所得控除の計算○地震保険料控除」をご覧ください。
寡婦控除（女性のみ）	⑰	下欄の「ひとり親控除」に該当しないかたで、次の①②③すべてに該当するかた ①合計所得金額が500万円以下 ②次のいずれかに該当すること ・夫と死別した後、婚姻をしていないかたまたは夫の生死が不明なかた ・夫と離別した後、婚姻をしていないかたで子以外の扶養親族があるかた ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるかたがないこと	260,000円
ひとり親控除	⑱	現に婚姻をしていないかた、または配偶者の生死が不明なかたで次の①②③すべてに該当するかた ①合計所得金額が500万円以下 ②生計を一にする子（その年分の所得金額が48万円以下）があるかた ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるかたがないこと	300,000円
勤労学生控除	⑲	申告者本人が学生または生徒等であり、自己の勤労による事業・給与・退職所得または雑所得を有するもののうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、前記以外の所得が10万円以下である場合	260,000円
障害者控除	⑳	申告者本人または同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）や扶養親族のうち障害のあるかたがいる場合	○特別障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A、精神障害1級またはそれに準ずるかた）…300,000円 ○普通障害（上記以外のかた）…260,000円 ○同居特別障害者（特別障害者で、申告者本人・配偶者または申告者と生計を一にする親族との同居を常況としているかた）…530,000円
配偶者控除	㉑	申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、12月31日現在で生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	○配偶者（昭和29年1月2日以後生まれのかた） ○老人控除対象配偶者（昭和29年1月1日以前生まれのかた） 8ページ「所得控除の計算○配偶者控除・配偶者特別控除」をご覧ください。
配偶者特別控除	㉒	申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、12月31日現在で生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合	
扶養控除	㉓	申告者本人の親族（配偶者を除く）で、12月31日現在で生計を一にするかたのうち、16歳以上かつ合計所得金額が48万円以下の場合	○一般（平成20年1月1日以前生まれのかた）…330,000円 ○特定（平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれたかた）…450,000円 ○老人（昭和29年1月1日以前生まれのかた）…380,000円 ○同居老親等（老人扶養のうち、直系尊属で申告者本人またはその配偶者との同居を常況としているかた）…450,000円
基礎控除	㉔	申告者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合	○合計所得金額2,400万円以下…430,000円 ○合計所得金額2,400万円超2,450万円以下…290,000円 ○合計所得金額2,450万円超2,500万円以下…150,000円

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 勤務日数	月 収
1			150,000
2			150,000
3			150,000
4			150,000
5			150,000
6			150,000
7			150,000
8			165,000
9			167,500
10			150,000
11			150,000
12			150,000
賞 与 等			100,000
合 計			1,932,500
法人番号 又は所在地	日立市千石町△-△-△		
勤務先名	(株)○△		
電話番号	0294-00-0000		

源泉徴収票が発行されなかった場合は記入してください

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
事業	○○商店	3,000,000	1,500,000	
不動産	助川町 1-1-△	150,000	100,000	

収支内訳書を作成の上、収入・必要経費を転記してください

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式配当	××(株)	R 5・6	150,000	
		.		
		.		
		.		

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
講師謝礼	日立市役所	30,000	5,000

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期 長期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
		円	円	円	円	円
一	時					

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに記入してください。右のニの金額を表面のヘの所得金額欄へ記入してください。

ニ = 合計イ + [(ロ+ハ) × 1 / 2]

11 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生 年 月 日	従事月数	専従者給与(控除)額	個人番号	主配	他配	共有	未	別	専順位
多賀 一郎	子	4・10・27	12	500,000	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5						A
											B
											C
											D
合計額											
所得税における青色申告の有無				承認あり・承認なし							

別居している扶養親族がいる場合、氏名・個人番号・住所を記入してください

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	個人番号	住所
助川 一男	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	日立市弁天町□-□-□
氏名	個人番号	住所
氏名	個人番号	住所
氏名	個人番号	住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等		

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
住所地の共同基金等、日赤文庫部分、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	県 市 町 村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	療 養 費	別居の場合の住所
個人番号					

○地震保険料控除

A	地震保険料の支払合計額	
B	旧長期損害保険料の支払合計額	

申告書表面左側⑯に
転記してください

C	地震 保険料	Aの金額	地震保険料控除
		～50,000円	Aの金額÷2
		50,001円～	25,000円

D	旧 長期 損害 保険料	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額
		～5,000円	Bの金額
		5,001円～15,000円	Bの金額÷2+2,500円
		15,001円～	10,000円

申告書表面右側⑯に
転記してください

E	C+D	(最高25,000円)
---	-----	-------------

○配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の所得が48万円以下の場合には配偶者控除、48万円を超え133万円以下の場合には配偶者特別控除が適用されます。申告するかたの合計所得金額、配偶者の合計所得金額に応じて控除額が変わります。

申告するかたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除は適用されません。

配偶者の合計所得金額	申告するかたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円以下	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0万円	0万円	0万円

《注意》

配偶者控除・扶養控除など所得の制限がある控除を受ける場合は、ご家族の所得を必ず確認してから申告をしてください。

※所得が48万円以下の収入とは

- 給与収入のみでは・・・1,030,000円以下
- 65歳未満で年金収入のみでは・・・1,080,000円以下
- 65歳以上で年金収入のみでは・・・1,580,000円以下